



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 教育訓練給付の拡充

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 消費税の税抜価格表示について

### NEWS1. 教育訓練給付の拡充

新年度に入り、資格取得を目指したい!、新しいことにチャレンジしたい!! と考える方も多いと思います。そのような方の受講料等を支援する、「教育訓練給付」の給付内容が拡充されそうです。

雇用保険では、いわゆる失業手当のように、労働者が失業した場合や収入が減少した場合の補填はよく知られていますが、在職中でも受給できる「教育訓練給付」があります。(一定期間の被保険者期間が必要)

教育訓練給付制度は、厚生労働大臣指定の講座を受講・修了した場合に、支払った代金の20%相当額かつ10万円限度が支払われますが、26年10月より支払った額の40%相当額に変更され、資格取得のうえ、就職に結びついた場合はさらに20%が追加で支給されます。また、1年間の給付限度額は48万円とこれも大幅に拡充されます。

<対象者>

2年以上の被保険者期間を有する者(2回目以降に受ける場合は10年以上の被保険者期間が必要)

<対象講座>

厚生労働省の指定講座の受講が必要です。指定講座は、厚生労働大臣教育訓練講座一覧に掲載され、厚生労働省やハローワークのホームページにて検索ができます。ただし、講座は受講だけでなく修了する必要があります。

詳細内容や具体的な手続きは資格予備校などの指定教育訓練施設にてご確認ください。

自己啓発、スキルアップをお考えの方には費用面での心強い改正になると思われます。

### NEWS2. (書籍の紹介)

「言える化」 ガリガリ君の赤城乳業が躍進する秘密 遠藤功著

内容(「BOOK」データベースより)

「会社のために働くな。自分のために働け!」

ゆるいけど、ぬるくない日本一遊び心のある会社の秘密とは??

氷菓『ガリガリ君』でおなじみの赤城乳業。次々と話題となるヒット商品を生む同社の商品開発を支えているのは、「言える化」。

自分が思いついたアイデアや知恵を年齢・役職に関係なく自由に言い合える社内の環境づくりが、同社の業績を大きく伸ばしているのだという。社員がなんでも言える会社は強い!!

「言える化」も「見える化」も企業風土の改善意識が不可欠です。



**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

## NEWS3. (税務)

## Question

平成26年4月から消費税の税率が上がり、平成27年10月にも消費税が上がるとされていますが、必ず総額である税込価格を表示しなければいけませんか？

## Answer

特別措置法により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、税込価格を表示することを要しないとされています。

但し、誤認防止措置を講じ、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければなりません。

## 【解説】



## 総額表示義務に関する特例の趣旨及び概要

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号。以下「本法」とします。)第10条第1項は、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、本法の施行日(平成25年10月1日)から本法が失効する平成29年3月31日までの間、消費税法(昭和63年法律第108号)第63条に規定する総額表示義務の特例として、税込価格を表示することを要しないものとしていますが、消費者の利便性にも配慮する観点から、本特例の適用を受けるための要件として、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」(以下「誤認防止措置」とします。)を講じることを求めています。

また、本法第10条第2項は、消費者の利便性に配慮する観点から、平成29年3月31日までの間でありましても、本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならぬと規定しています。

誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。このため、次のような場合には、誤認防止措置が講じられていることにはなりません。

誤認防止のための表示が、例えば商品等の代金決済を行う段階までなされておらず、消費者が商品等を選択する際には、表示価格が税込価格でないことを認識できない場合。

## (全体表示での誤った例)

例えば、誤認防止のための表示が、

ア 店内のレジ周辺だけで行われている

イ 商品カタログの申込用紙だけに記載されている

ウ インターネットのウェブページにおける決済画面だけに記載されている

ことなどにより、消費者が商品を選択する際に認識できない形で行われている場合がこの場合に該当します。

## (個別表示での正しい例)

個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

(1) ○○○円(税抜き) (2) ○○○円(税抜価格) (3) ○○○円(税別) (4) ○○○円(税別価格)

(5) ○○○円(本体) (6) ○○○円(本体価格) (7) ○○○円+税 (8) ○○○円+消費税

## 根拠条文等

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)第10条、消費税法(昭和63年法律第108号)第63条、平成25年9月10日財務省発表資料

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850